

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪苗代町長

市町村名 (市町村コード)	猪苗代町 (07408)	
地域名 (地域内農業集落名)	西館地区 (西館集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月26日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

若者の農業者が減少し、高齢化が進んでいる。
後継者の目途がついていない。
新たなことに挑戦したいが、人手が不足している。
農地の出し手になりたいが受け手がいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、現状を維持しつつ、農地の規模拡大や生産コストの低減、経営の複合化、加工直販といった6次産業化にも取り組んでいきたいという意向がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者・認定新規就農者が担う。
農地所有者は、原則として営農改善組合に相談を行なった上で農地を機構に貸付け、耕作者は機構を通して農地を借り受ける。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として農地を機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受委託については必要に応じて適宜検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策(電気柵や追い払い等)の構築等に取り組む。
 ⑧種子センターの設備が老朽化しているため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業(再編新事業)を活用して乾燥機能等の増強及び扶養調整整備の撤去を行うこととし、種子原料穀の乾燥に特化した「乾燥センター」として利用を継続する。種子センターが担っていた種子調整機能については、広域水稻種子センター(矢吹町に新設予定)に移管する。

西館 地域計画エリア

